

九州国際重粒子線がん治療センター不正防止計画推進室規程

(趣旨)

第1条 九州国際重粒子線がん治療センター（以下「センター」という。）に、センター不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、研究活動における不正行為及び研究費（公的研究費を含む。以下同じ）の不正使用を防止するために必要な措置等を計画し、計画の責任ある実施を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 臨床研究部長
- (2) 専務理事
- (3) 理事長の指名する臨床研究部員 若干人
- (4) 総務部長
- (5) 企画経営課長
- (6) 企画経営課庶務係、企画経営課契約係 各1名
- (7) その他

(部門)

第4条 推進室に、研究不正行為防止部門及び研究費不正使用防止部門を置く。

(研究不正行為防止部門)

第5条 研究不正行為防止部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究活動の不正行為の発生要因の把握に関する業務
- (2) 研究活動に関する行動規範の策定及び推進に関する業務
- (3) 研究活動の不正行為防止の啓発、研究倫理教育に関する業務
- (4) その他研究活動の不正行為防止に関する業務

2 研究不正行為防止部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 臨床研究部長
- (2) 専務理事
- (3) 理事長の指名する臨床研究部員 1人
- (4) 総務部長
- (5) 企画経営課長
- (6) 企画経営課員 1名

(研究費不正使用防止部門)

第6条 研究費不正使用防止部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費の不正使用の発生要因の把握に関する業務
- (2) 研究費の不正使用防止に関する行動規範及び不正防止計画の策定、実施、実施状況の確認に関する業務
- (3) 研究費の不正使用防止の啓発、教育・研修に関する業務
- (4) 内部監査との連携等、その他研究費の不正使用防止に関する業務

2 研究費不正使用防止部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 臨床研究部長
- (2) 総務部長
- (3) 企画経営課長
- (4) 企画経営課契約係

(室長)

第7条室長は、臨床研究部長をもって充てる。

- 2 室長は、推進室の業務を総括する。
- 3 室長に事故があるときは、あらかじめ室長が指名する室員がその職務を代行する。

(研究不正行為防止部門長)

第8条研究不正行為防止部門長は、専務理事をもって充てる。

(研究費不正使用防止部門長)

第9条研究費不正使用防止部門長は、専務理事をもって充てる。

(事務)

第10条 推進室の事務は、企画経営課において処理する。

- 2 研究不正行為防止部門の事務は、企画経営課において処理する。
- 3 研究費不正使用防止部門の事務は、企画経営課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進室、研究不正行為防止部門及び研究費不正使用防止部門の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成28年10月3日から施行する。